

議案第一六号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例について

三朝町職員定数条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中 町長補助機関、選挙管理委員会及び教育委員会の機関の区分、職員の区分及び定数をそれぞれ次のとおり改め、合計一四五人を合計一五〇人に改める。

町長補助機関	事務吏員 技術吏員 その他の職員	通じて 一〇三 人
選挙管理委員会	書記長 書記	当分の間併任とし本務職員を置かないものとする。

教育委員会の事務
局及び教育委員会
の所管に属する教
育機関

教育長
事務吏員
社会教育主事
その他の職員
調理員

一人

通じて一九人

附 則

この条例は昭和四十二年四月一日から施行する。